

2023年9月25日

各位

会社名 ソフトバンク株式会社
代表者名 代表取締役 社長執行役員 兼 CEO 宮川潤一
(コード番号: 9434 東証プライム市場)
問合せ先 執行役員 財務経理本部 本部長 内藤隆志
(TEL. 03-6889-2000)

第1回社債型種類株式の発行決議ならびに 資本金および資本準備金の額の減少に関するお知らせ

ソフトバンク株式会社(以下「当社」)は、2023年9月25日付の取締役会(以下「本取締役会」)において、第1回社債型種類株式(以下「本社債型種類株式」)を発行すること(以下「本募集」)を決議(以下「発行決議」)しましたので、下記のとおりお知らせします。また、当社は本取締役会において、本募集による本社債型種類株式の発行に係る払込期日(以下に定義します。)を効力発生日として、本社債型種類株式の発行に伴う資本金および資本準備金増加分の全部につき、資本金および資本準備金の額を減少することを決議しましたので、併せてお知らせします。

【本資金調達等の背景と目的】

当社は、「情報革命で人々を幸せに」という経営理念の下、創業以来一貫して、情報革命を通じ人類と社会へ貢献すべく事業を推進してきました。通信事業の持続的な成長を図りながら、通信キャリアの枠を超え、情報・テクノロジー領域のさまざまな分野で積極的に事業を展開する成長戦略「Beyond Carrier」に基づき、企業価値の最大化に取り組んでいます。

2023年5月10日には、当社が「デジタル化社会の発展に不可欠な次世代社会インフラを提供する企業になる」ことを長期ビジョンとして掲げ、その実現に向けた事業基盤の再構築を目指す3ヵ年の中期経営計画(2023年度から2025年度)を発表しました。

当社は、今後AIを活用した次世代デジタルサービスが日常に溶け込み、人々の生活がより便利で豊かなものになると考えています。一方で、AIの活用にあたっては膨大なデータ処理と電力の需要が発生すると指摘されており、持続可能な社会の実現との両立に向けた課題になると見込まれ、次世代社会インフラにはこれに対応できる構造が求められます。今後当社は、通信・IT技術の高度化に加えて、次世代社会インフラの構築に向け、AIのデータ処理や電力消費などを地理的に分散化・平準化できる「分散型AIデータセンター」、その分散型AIデータセンターを仮想的に一つのシステムであるかのように見なす「超分散コンピューティング基盤(xIPF: cross Integrated PlatForm)」、生成AI(文章、画像、プログラムコードなどのさまざまなコンテンツを生成することのできる人工知能)を用いたサービスなどの実現や、再生可能エネルギーの開発・調達に中長期的に取り組んでいきます。

2018年12月の上場以降、当社は成長戦略「Beyond Carrier」に基づき、Zホールディングス(株)(旧ヤフー(株))の子会社化、そのZホールディングス(株)とLINE(株)の経営統合、キャッシュレス決済サービス「PayPay」の立ち上げなど、非通信領域に事業を拡大・成長させてきました。この間、高水準の株主還元を継続しつつ、これらの成長投資を自己資金と負債性の資金調達により賄ってきた結果、当社の連結総資産は14兆円超に拡大し、連結純有利子負債残高は約4兆円へと増加しました。

今後、通信・IT技術の高度化や次世代社会インフラに関連した成長投資を行いながら、成長投資と高水準の株主還元との両立を継続していくには、負債性のみならず資本性の資金調達を組み合わせることで資本の充実と財務基盤の強化を図ることが望ましいとの考えに至りました。

ご注意：
この文書は第1回社債型種類株式に係る発行決議ならびに資本金および資本準備金の額の減少に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘またはそれに類する行為のために作成されたものではありません。
投資を行う際は、必ず当社が作成する発行登録目論見書、発行登録追補目論見書およびそれらの訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。
また、この文書は米国における証券の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて証券の登録を行うまたは登録の免除を受ける場合を除き、米国内において証券の募集または販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。当該目論見書は、当該証券の発行会社または売出人より入手することができますが、これには、発行会社およびその経営陣に関する詳細な情報ならびにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

このような背景のもと、既存の当社普通株式の株主(以下「普通株主」)の皆さまの利益を可能な限り損なわず、自己資本の拡充を実現する調達手法として、「社債型種類株式」が有用な選択肢であり、個人投資家を含めた幅広い投資家層のニーズに応えるものと考えました。よって、当社は2023年5月24日付の取締役会において、第1回社債型種類株式ないし第5回社債型種類株式の新設等に係る定款一部変更(以下「本定款変更」)に関する議案を2023年6月20日開催の当社定時株主総会(以下「本定時株主総会」)に付議すること、および本社債型種類株式に係る発行登録を行うことを決議し、本社債型種類株式に係る発行登録書を2023年5月24日付で提出しました。本定時株主総会において本定款変更が承認されたことを受け、下記の本社債型種類株式の商品性を踏まえ、市場環境や当社における事業環境の進捗等を総合的に勘案した結果、今般、本社債型種類株式を発行する環境が整ったものと判断し、本社債型種類株式の発行を決議しました。

(本社債型種類株式の商品性)

本社債型種類株式は、普通株主の皆さまに与える希薄化等の影響を抑えながら、幅広い投資家の皆さまに投資可能な商品とすることを企図しており、その商品性は以下のとおりです。

①「社債型」種類株式としての商品性

本社債型種類株式は、当社普通株主の皆さまへの配慮として、当初設定された優先配当金以上の配当が行われない、議決権の希薄化が生じないといった「社債」に類似した側面と、自己資本の拡充という「株式」の側面を兼ね備えたハイブリッドな設計としています。

そのため、本社債型種類株式の発行については、普通株主の皆さまの議決権が希薄化することなく、また、普通株式による増資に比べて普通株式に係るROEやEPSを含む当社財務指標への影響により配慮(注)しつつ、健全な財務基盤を確保するための自己資本の拡充を実現することが可能であると考えています。

(注) 普通株式に係るROEやEPSを計算する場合において、基礎となる純資産額や純利益額より種類株式に係る部分(種類株式払込金額および優先配当金)を控除して計算することを想定した場合同なります。

②ハイブリッド社債に類似した商品性

本社債型種類株式は、ハイブリッド社債に類似した商品性とすることを企図して、主に以下のような特徴を有する設計としており、かかる特徴を踏まえて、格付会社(株式会社格付投資情報センター(以下「R&I」)および株式会社日本格付研究所(以下「JCR」))からは資金調達額の50%につき資本性の認定を取得する予定です(注)。

(注) 第1回社債型種類株式について、当社はR&IからA-の予備格付を2023年9月25日付で取得しており、また、R&IからA-の本格付を条件決定日(以下に定義します。)付で取得する予定です。なお、予備格付の付与以降にR&Iが入手する情報によっては、本格付が予備格付と異なる符号となる可能性があります。加えて、第1回社債型種類株式について、当社はJCRからAの予備格付を2023年9月25日付で取得しており、また、JCRからAの本格付を条件決定日付で取得する予定です。なお、予備格付の付与以降にJCRが入手する情報によっては、本格付が予備格付と異なる符号となる可能性があります。

(主な特徴)

- ・優先配当金：当初、発行から概ね5年間は固定配当(注1)、その後は変動配当。普通株式に優先、累積型、非参加型
- ・当社による取得条項(コール)：発行から5年後以降等に、金銭対価による取得が可能
- ・借換制限：当社が取得条項等により本社債型種類株式を取得する場合、原則、同等以上の資本性資

ご注意：

この文書は第1回社債型種類株式に係る発行決議ならびに資本金および資本準備金の額の減少に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘またはそれに類する行為のために作成されたものではありません。

投資を行う際は、必ず当社が作成する発行登録目論見書、発行登録追補目論見書およびそれらの訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

また、この文書は米国における証券の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて証券の登録を行うまたは登録の免除を受ける場合を除き、米国内において証券の募集または販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。当該目論見書は、当該証券の発行会社または売出人より入手することができますが、これには、発行会社およびその経営陣に関する詳細な情報ならびにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

金調達を行う（注2）

- ・議決権：なし
- ・普通株式への転換権：なし

（注1）2029年3月31日以前に終了する各事業年度に基準日が属する場合における配当年率は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定されるブックビルディング方式と同様の方式により、固定配当年率に係る仮条件（年2.50%以上年3.00%以下）を提示して、当該仮条件による需要状況および当社と同程度の信用格付を取得している事業会社が発行している劣後特約付社債の市場価格等を総合的に勘案した上で2023年10月13日（金）から2023年10月17日（火）までの間のいずれかの日に決定されます。なお、当該仮条件は、当社が受領した第1回社債型種類株式の公正価値に関する評価報告書を踏まえて決定しています。

（注2）ハイブリッド社債の場合、借換制限によって、発行会社が期限前償還（コール）する際には、同等以上の資本性のあるハイブリッド社債等を発行することが一般的です。

そのため、当社は本社債型種類株式の取得条項の行使を行う場合に、再度社債型種類株式を発行できるように、当社の定款において第5回までの授權枠を設定しています。

一方で、一般的なハイブリッド社債とは異なり、本社債型種類株式の発行により調達した金額は会計上も資本として計上されます。

③一般募集による発行、東京証券取引所への上場

本社債型種類株式の発行は、一般募集により行い、東京証券取引所プライム市場への上場を予定しています。これにより、個人投資家の皆さまにも投資可能な商品とすることを企図しています。

④種類株主総会

本社債型種類株式を有する株主（以下「社債型種類株主」）は、会社法上、会社法で定める事項および定款で定めた事項に限り、種類株主総会において決議をすることができるかとされています。当社の定款により、当社が以下の行為をする場合において、社債型種類株主に損害を及ぼすおそれがあるときは、社債型種類株主を構成員とする種類株主総会の決議を要することとされています。

- ・当社が消滅会社となる合併または当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転（当社の単独による株式移転を除きます。）
- ・当社の特別支配株主による当社の他の株主に対する株式売渡請求に係る当社の取締役会による承認

また、当社は、本募集を踏まえ、今後の機動的かつ柔軟な資本政策を可能とするため、本募集による第1回社債型種類株式の発行に係る払込みが行われることを条件として、当該発行に係る払込期日と同日付にて、当該発行により増加する資本金および資本準備金の額と同額の資本金および資本準備金の額の減少を行い、それぞれの全額を「その他資本剰余金」に振り替えることを決議しました。

なお、当社は本日付で「第1回社債型種類株式に関するご説明資料」および「第1回社債型種類株式に関するQ&A」を公表しています。当社ホームページ（URL：<https://www.softbank.jp/corp/news/press/all/>）にも同内容を公表していますので、あわせてご参照ください。

ご注意：

この文書は第1回社債型種類株式に係る発行決議ならびに資本金および資本準備金の額の減少に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘またはそれに類する行為のために作成されたものではありません。

投資を行う際は、必ず当社が作成する発行登録目論見書、発行登録追補目論見書およびそれらの訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

また、この文書は米国における証券の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて証券の登録を行うまたは登録の免除を受ける場合を除き、米国内において証券の募集または販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。当該目論見書は、当該証券の発行会社または売出人より入手することができますが、これには、発行会社およびその経営陣に関する詳細な情報ならびにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

記

I. 公募による第1回社債型種類株式の発行について

- | | |
|----------------------|--|
| 1. 募集株式の種類および数 | ソフトバンク株式会社第1回社債型種類株式（以下「第1回社債型種類株式」という。）30,000,000株 |
| 2. 発行価格（募集価格） | 1株につき 4,000円 |
| 3. 払込金額 | 1株につき 4,000円 |
| 4. 増加する資本金および資本準備金の額 | 増加する資本金の額
600億円（1株につき2,000円）
増加する資本準備金の額
600億円（1株につき2,000円） |
| 5. 募集方法 | 国内における一般募集（以下「一般募集」という。）とし、野村證券株式会社、みずほ証券株式会社および大和証券株式会社に全株式を買取引受けさせる。 |
| 6. 申込期間 | 条件決定日（下記第9項第(2)号に定義する。）の翌営業日（下記第9項第(2)号に定義する。）から2023年10月31日（火）まで |
| 7. 払込期日 | 2023年11月1日（水） |
| 8. 申込株数単位 | 100株 |

ご注意：

この文書は第1回社債型種類株式に係る発行決議ならびに資本金および資本準備金の額の減少に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘またはそれに類する行為のために作成されたものではありません。

投資を行う際は、必ず当社が作成する発行登録目論見書、発行登録追補目論見書およびそれらの訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

また、この文書は米国における証券の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて証券の登録を行うまたは登録の免除を受ける場合を除き、米国内において証券の募集または販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。当該目論見書は、当該証券の発行会社または売出人より入手することができますが、これには、発行会社およびその経営陣に関する詳細な情報ならびにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

9. 優先配当金

(1) 優先配当金

当社は、3月31日を基準日として剰余金の配当を行うときは、当該配当の基準日の最終の株主名簿に記載または記録された第1回社債型種類株式を有する株主（以下「第1回社債型種類株主」という。）または第1回社債型種類株式の登録株式質権者（以下第1回社債型種類株主とあわせて「第1回社債型種類株主等」と総称する。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）および普通株式の登録株式質権者（以下普通株主とあわせて「普通株主等」と総称する。）に先立ち、第1回社債型種類株式1株につき、第1回社債型種類株式1株当たりの発行価格相当額に、次号に記載する配当率（10%を上限とする。以下「配当率」という。）を乗じて算出した額の金銭（円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位は切り捨てるものとする。また、2024年3月31日を基準日として剰余金の配当を行うときは、払込期日（同日を含む。）から2024年3月31日（同日を含む。）までの期間の日数につき、1年を366日として日割計算を行い、円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位は切り捨てるものとする。）（以下「第1回社債型種類株式優先配当金」という。）を支払う。ただし、当該配当の基準日の属する事業年度に次項に記載する第1回社債型種類株式優先期中配当金を支払ったときは、その合計額を控除した額とする。

(2) 配当率

(i) 2029年3月31日以前に終了する各事業年度に基準日が属する場合

年（未定。ただし、年2.50%以上年3.00%以下を仮条件とし、条件決定日に決定する。）%（以下「固定配当率」という。）

(ii) 2029年4月1日以降に終了する各事業年度に基準日が属する場合

各基準日が属する事業年度につき、その直前事業年度の末日の2営業日前の日（以下「年率基準日」という。）における1年国債金利（以下に定義する。）に（未定。ただし、固定配当率の決定時に適用される残存期間5年程度の10年国債の流通利回り（年2回複利ベース）への上乗せ幅に、追加で1%を加えた値とし、条件決定日に決定する。）%を加えた率

（注）配当率は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定されるブックビルディング方式と同様の方式により、上記の固定配当率に係る仮条件を提示して、当該仮条件による需要状況および当社と同程度の信用格付を取得している事業会社が発行している劣後特約付社債の市場価格等を総合的に勘案した上で2023年10月13日（金）から2023

ご注意：

この文書は第1回社債型種類株式に係る発行決議ならびに資本金および資本準備金の額の減少に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘またはそれに類する行為のために作成されたものではありません。

投資を行う際は、必ず当社が作成する発行登録目論見書、発行登録追補目論見書およびそれらの訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

また、この文書は米国における証券の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて証券の登録を行うまたは登録の免除を受ける場合を除き、米国内において証券の募集または販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。当該目論見書は、当該証券の発行会社または売出人より入手することができますが、これには、発行会社およびその経営陣に関する詳細な情報ならびにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

年10月17日（火）までの間のいずれかの日（以下「条件決定日」という。）に決定される。

当社はその本店において、2029年4月1日以降に終了する各事業年度の開始日から5営業日以内（当該事業年度の開始日を含む。）に、上記(ii)により決定された配当年率を、その営業時間中、一般の閲覧に供する。

「営業日」とは、銀行法により、日本において銀行の休日と定められたか、または休日とすることが認められた日以外の日をいう。

「1年国債金利」とは、年率基準日のレートとして年率決定日（以下に定義する。）の東京時間午前9時30分以降に国債金利情報ページ（財務省ウェブサイト内「国債金利情報」のページにおける「金利情報」（https://www.mof.go.jp/jgbs/reference/interest_rate/jgbcn.csv）（その承継ファイルおよび承継ページを含む。）または当該「国債金利情報」ページ（その承継ファイルおよび承継ページを含む。）からリンクされる日本国債の金利情報を記載したページもしくはダウンロードできるファイルをいう。）に表示される1年国債金利をいう。

ある事業年度に係る年率決定日の東京時間午前10時に、年率基準日のレートとしての1年国債金利が国債金利情報ページに表示されない場合、または国債金利情報ページが利用不可能な場合、当社は年率決定日に参照国債ディーラー（当社が国債市場特別参加者（財務省が指定する国債市場特別参加者をいう。）または市場で国債の売買を活発に行っていると認められる金融機関から選定する最大5者をいう。）に対し、年率基準日の東京時間午後3時現在のレートとして提示可能であった参照1年国債（以下に定義する。）の売買気配の仲値の半年複利利回り（以下「提示レート」という。）の提示を求めるものとする。

当社に提示レートを提示した参照国債ディーラーが4者以上である場合、当該事業年度に適用される1年国債金利は、当該参照国債ディーラーの提示レートの最も高い値と低い値をそれぞれ1つずつ除いた残りの提示レートの平均値（算術平均値を算出した上、小数第4位を四捨五入する。）とする。

当社に提示レートを提示した参照国債ディーラーが2者または3者である場合、当該事業年度に適用される1年国債金利は、当該参照国債ディーラーの提示レートの平均値（算術平均値を算出した上、小数第4位を四捨五入する。）とする。

当社に提示レートを提示した参照国債ディーラーが2者に満たない場合、当該年率決定日の東京時間午前10時において国債金利情報ページに表示済

ご注意：

この文書は第1回社債型種類株式に係る発行決議ならびに資本金および資本準備金の額の減少に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘またはそれに類する行為のために作成されたものではありません。

投資を行う際は、必ず当社が作成する発行登録目論見書、発行登録追補目論見書およびそれらの訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

また、この文書は米国における証券の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて証券の登録を行うまたは登録の免除を受ける場合を除き、米国内において証券の募集または販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。当該目論見書は、当該証券の発行会社または売出人より入手することができますが、これには、発行会社およびその経営陣に関する詳細な情報ならびにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

みの最新の1年国債金利（ただし、当該年率決定日の東京時間午前10時において国債金利情報ページが利用不可能な場合は、当該年率決定日の直前に国債金利情報ページに表示されていた1年国債金利）を当該事業年度に適用される1年国債金利とする。

「年率決定日」とは、各年率基準日の翌営業日をいう。

「参照1年国債」とは、ある事業年度につき、参照国債ディーラーから当社が選定する金融機関が選定する固定利付国債で、当該事業年度の最終日またはその前後に満期が到来し、選定時において市場の慣行として1年満期の円建て社債の条件決定において参照されることが合理的に想定されるものをいう。

(3) 累積条項

ある事業年度に属する日を基準日として、第1回社債型種類株主等に対して行う第1回社債型種類株式1株当たりの金銭による剰余金の配当の額が当該事業年度に係る第1回社債型種類株式優先配当金の額に達しないとき（以下当該事業年度を「不足事業年度」という。）は、その不足額について、単利計算により翌事業年度以降に累積する（以下累積した不足額を「第1回社債型種類株式累積未払配当金」という。）。この場合の単利計算は、不足事業年度毎に、当該不足事業年度の翌事業年度の初日（同日を含む。）から第1回社債型種類株式累積未払配当金が第1回社債型種類株主等に対して支払われる日（同日を含む。また、下記第11項第(1)号に記載する残余財産の分配を行う場合、分配日をいう。）までの間について、当該不足事業年度に係る不足額に対して、当該不足事業年度に対応する前号(i)または(ii)に掲げる年率で1年を365日（当該不足事業年度がうるう年の2月29日を含む場合は366日）として行う日割計算により算出した金額を加算して行う（円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位は切り捨てるものとする。）。第1回社債型種類株式累積未払配当金については、本項第(1)号または次項に記載する剰余金の配当に先立ち、第1回社債型種類株式1株につき第1回社債型種類株式累積未払配当金の額に達するまで、第1回社債型種類株主等に対し、金銭による剰余金の配当を行う。

(4) 非参加条項

第1回社債型種類株主等に対しては、第1回社債型種類株式優先配当金の額および第1回社債型種類株式累積未払配当金の額の合計額を超えて剰余金の配当を行わない。

10. 優先期中配当金

当社は、3月31日以外の日を基準日（以下「期中配当基準日」という。）として剰余金の配当を行うときは、当該配当の期中配当基準日の最終の株主

ご注意：

この文書は第1回社債型種類株式に係る発行決議ならびに資本金および資本準備金の額の減少に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘またはそれに類する行為のために作成されたものではありません。

投資を行う際は、必ず当社が作成する発行登録目論見書、発行登録追補目論見書およびそれらの訂正事項分(作成された場合)をご覧ください。投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

また、この文書は米国における証券の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて証券の登録を行うまたは登録の免除を受ける場合を除き、米国内において証券の募集または販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。当該目論見書は、当該証券の発行会社または売出人より入手することができますが、これには、発行会社およびその経営陣に関する詳細な情報ならびにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

名簿に記載または記録された第1回社債型種類株主等に対し、普通株主等に先立ち、第1回社債型種類株式1株につき、第1回社債型種類株式優先配当金の額の2分の1の額の金銭（以下「第1回社債型種類株式優先期中配当金」という。）を支払う。ただし、2024年3月31日に終了する事業年度においては期中配当基準日を基準日とした剰余金の配当を行わないものとし、ある事業年度に期中配当基準日が属する第1回社債型種類株式優先期中配当金の合計額は、当該事業年度にその配当の基準日が属する第1回社債型種類株式優先配当金の額を超えないものとする。

1 1. 残余財産の分配

(1) 残余財産分配金

当社は、残余財産を分配するときは、第1回社債型種類株主等に対し、普通株主等に先立ち、第1回社債型種類株式1株につき、第1回社債型種類株式1株当たりの発行価格相当額に、残余財産の分配が行われる日（以下「分配日」という。）における第1回社債型種類株式累積未払配当金の額および経過配当金相当額（以下に定義する。）の合計額を加えた額（以下「基準価額」という。）の金銭を支払う。

「経過配当金相当額」とは、分配日の属する事業年度の初日（2024年3月31日に終了する事業年度については、払込期日（同日を含む。）から分配日（同日を含む。）までの期間の日数に当該事業年度にその配当の基準日が属する第1回社債型種類株式優先配当金の額を乗じた金額を365（当該分配日の属する事業年度がうるう年の2月29日を含む場合は366とする。ただし、2024年3月31日に終了する事業年度については、払込期日（同日を含む。）から2024年3月31日（同日を含む。）までの期間の日数）で除して得られる額をいう（円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位は切り捨てるものとする。）。ただし、分配日の属する事業年度において第1回社債型種類株主等に対して第1回社債型種類株式優先期中配当金を支払うときは、その額（分配日が毎年10月1日から第1回社債型種類株式優先期中配当金に関する取締役会決議日の前日までの場合は、当該配当金の予想額として当社が9月30日時点で公表済みの額）を控除した額とする。

(2) 非参加条項

第1回社債型種類株主等に対しては、前号のほか、残余財産の分配を行わない。

1 2. 優先順位

当社の第1回社債型種類株式ないし第5回社債型種類株式の社債型種類株式優先配当金、社債型種類株式優先期中配当金および残余財産の支払順位は、同順位とする。

1 3. 議決権

第1回社債型種類株主は、すべての事項につき株主総会において議決権を

ご注意：

この文書は第1回社債型種類株式に係る発行決議ならびに資本金および資本準備金の額の減少に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘またはそれに類する行為のために作成されたものではありません。

投資を行う際は、必ず当社が作成する発行登録目論見書、発行登録追補目論見書およびそれらの訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

また、この文書は米国における証券の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて証券の登録を行うまたは登録の免除を受ける場合を除き、米国内において証券の募集または販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。当該目論見書は、当該証券の発行会社または売出人より入手することができますが、これには、発行会社およびその経営陣に関する詳細な情報ならびにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

行使することができない。

- 1 4. 種類株主総会の決議
- (1) 種類株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
 - (2) 会社法第324条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。
 - (3) 当社が、会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合には、法令に別段の定めがある場合を除き、第1回社債型種類株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。
 - (4) 当社の種類株主総会は、場所の定めのない種類株主総会とすることができる。
 - (5) 当社が以下に掲げる行為をする場合において、第1回社債型種類株主に損害を及ぼすおそれがあるときは、当社の株主総会決議または取締役会決議に加え、第1回社債型種類株主を構成員とする種類株主総会の決議がなければ、その効力を生じない。ただし、当該種類株主総会において議決権を行使することができる第1回社債型種類株主が存しない場合は、この限りではない。
 - (a) 当社が消滅会社となる合併または当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転（当社の単独による株式移転を除く。）
 - (b) 当社の特別支配株主による当社の他の株主に対する株式売渡請求に係る当社の取締役会による承認

1 5. 取得条項（会社による 金銭対価の取得）

- (1) 金銭対価の取得条項
- 当社は、下記(a)または(b)のいずれかに該当する事由が生じ、かつ取締役会の決議により別に定める取得日が到来した場合は、第1回社債型種類株式の全部または一部を取得することができる。この場合、当社は、第1回社債型種類株式を取得すると引換えに、第1回社債型種類株主に対し、第1回社債型種類株式1株につき、基準価額相当額の金銭を交付する。なお、本項において基準価額を算出する場合は、上記第11項に記載する経過配当金相当額の計算における「分配日」を「当該取得に基づく振替の申請により当社の振替先口座における保有欄に取得に係る第1回社債型種類株式の数の増加の記載もしくは記録がなされた日または当該取得に基づく全部抹消の通知により第1回社債型種類株式についての記載もしくは記録の抹消がされた日」と適宜読み替えて、第1回社債型種類株式累積未払配当金の額および経過配当金相当額を計算する。また、取得日の属する事業年度の6

ご注意：

この文書は第1回社債型種類株式に係る発行決議ならびに資本金および資本準備金の額の減少に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘またはそれに類する行為のために作成されたものではありません。

投資を行う際は、必ず当社が作成する発行登録目論見書、発行登録追補目論見書およびそれらの訂正事項分(作成された場合)をご覧ください。投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

また、この文書は米国における証券の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて証券の登録を行うまたは登録の免除を受ける場合を除き、米国内において証券の募集または販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。当該目論見書は、当該証券の発行会社または売出人より入手することができますが、これには、発行会社およびその経営陣に関する詳細な情報ならびにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

月30日の終了時点において、当該事業年度の直前の事業年度における第1回社債型種類株式累積未払配当金が発生している場合には、当該基準価額に当該累積未払配当金の額が含まれるものとみなす。第1回社債型種類株式の一部を取得するときは、取締役会が定める合理的な方法によって、第1回社債型種類株主から取得すべき第1回社債型種類株式を決定する。

(a) 払込期日（同日を含む。）から5年を経過した日が到来した場合（2028年11月1日以降）

(b) 資本金変更事由（以下に定義する。）が生じ、かつ継続している場合

「資本金変更事由」とは、信用格付業者（株式会社格付投資情報センターおよび株式会社日本格付研究所をいう。）のうち1社以上より、各信用格付業者における第1回社債型種類株式発行後の資本金評価基準の変更に従い、第1回社債型種類株式について、当該信用格付業者が認める当該第1回社債型種類株式の発行時点において想定された資本金より低いものとして取り扱うことを決定した旨の公表がなされたか、または当該旨の書面による通知が当社に対してなされたことをいう。

(2) 借換制限

当社は、当社が本項に記載する取得または特定の第1回社債型種類株主との合意もしくは会社法第165条第1項に規定する市場取引等による第1回社債型種類株式の取得（以下本項に記載する取得とあわせて「金銭対価取得」という。）を行う場合は、金銭対価取得を行う日以前12か月間に、借換必要金額（以下に定義する。）につき、借換証券（以下に定義する。）を発行もしくは処分または借入れ（以下「発行等」という。）することにより資金を調達していない限り、当該金銭対価取得を行わない。

なお、払込期日（同日を含む。）から5年を経過した日（2028年11月1日）以降、金銭対価取得を行う場合において、調整後ネットレバレッジ・レシオ（以下に定義する。）が2023年6月末時点の数値以下の場合には、借換必要金額の算出にあたり、調整後連結自己資本金額（以下に定義する。）から2兆818億円を控除した金額（かかる金額がゼロを下回る場合はゼロとし、当該金銭対価取得に係る第1回社債型種類株式の払込金額の総額相当額を上限とする。）に50パーセントを乗じた金額を金銭対価取得がなされる第1回社債型種類株式の資本金評価相当額（以下に定義する。）から控除することができる。

「借換必要金額」とは、借換証券が普通株式の場合には、金銭対価取得がなされる第1回社債型種類株式の資本金評価相当額をいい、借換証券が普通株式以外の場合には、金銭対価取得がなされる第1回社債型種類株式の資本金評価相当額を、当該借換証券について各信用格付業者から承認を得た

ご注意：

この文書は第1回社債型種類株式に係る発行決議ならびに資本金および資本準備金の額の減少に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘またはそれに類する行為のために作成されたものではありません。

投資を行う際は、必ず当社が作成する発行登録目論見書、発行登録追補目論見書およびそれらの訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

また、この文書は米国における証券の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて証券の登録を行うまたは登録の免除を受ける場合を除き、米国内において証券の募集または販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。当該目論見書は、当該証券の発行会社または売出人より入手することができますが、これには、発行会社およびその経営陣に関する詳細な情報ならびにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

資本性（パーセント表示される。）で除して算出される金額（信用格付業者毎に承認された資本性が異なる場合には、そのうちの大きい方の金額）をいうものとし、普通株式と普通株式以外の借換証券を併せた発行等を行う場合は、それぞれの算式を準用する。

「借換証券」とは、以下のイないしハの証券または債務をいう。ただし、(i)以下のイないしハのいずれの場合においても、借換証券である旨を当社が公表している場合に限り、(ii)以下のイまたはロの場合においては、当社の連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第2条第3号に定める子会社および同条第7号に定める関連会社以外の者に対して発行等されるものに限り、(iii)以下のロまたはハの場合においては、第1回社債型種類株式の払込期日における第1回社債型種類株式と同等以上の当社における資本性を有するものと各信用格付業者から承認を得たものに限る。

イ 普通株式

ロ 上記イ以外のその他の種類の株式

ハ 上記イまたはロ以外の当社のその他一切の証券および債務

「調整後ネットレバレッジ・レシオ」とは、金銭対価取得を行う時点で当社より公表されている調整後純有利子負債（以下に定義する。）を調整後EBITDA（以下に定義する。）で除した値をいう。

「調整後連結自己資本金額」とは、直近連結会計年度末または四半期連結会計期間末時点における親会社の所有者に帰属する持分合計からハイブリッド資本（以下に定義する。）を控除した金額をいう。

「資本性評価相当額」とは、第1回社債型種類株式の発行価格の総額相当額に50パーセントを乗じた金額をいう。

「調整後純有利子負債」とは、直近連結会計年度末または四半期連結会計期間末時点における有利子負債にハイブリッド資本を加算し、現金および現金同等物、債権流動化現金準備金ならびにその他の調整項目を調整した金額をいう。

「調整後EBITDA」とは、直近連結会計期間または四半期連結累計期間における営業利益に減価償却費および償却費（固定資産除去損を含む。）ならびに株式報酬費用を加算し、その他の調整項目を調整した金額をいう。

「ハイブリッド資本」とは、当社が発行して各信用格付業者から資本性の承認を得た社債型種類株式、永久劣後債または永久劣後ローンのうち、直近連結会計年度末または四半期連結会計期間末時点において残存する金額の合計をいう。

ご注意：

この文書は第1回社債型種類株式に係る発行決議ならびに資本金および資本準備金の額の減少に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘またはそれに類する行為のために作成されたものではありません。

投資を行う際は、必ず当社が作成する発行登録目論見書、発行登録追補目論見書およびそれらの訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

また、この文書は米国における証券の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて証券の登録を行うまたは登録の免除を受ける場合を除き、米国内において証券の募集または販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。当該目論見書は、当該証券の発行会社または売出人より入手することができますが、これには、発行会社およびその経営陣に関する詳細な情報ならびにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

(3) 取得の方法

当社は、本項に記載する取得を行う場合にあっては、取得日の2週間前の日の前日(当該日が営業日でない場合には、その直前の営業日)までに、第1回社債型種類株主に対して、取得日を通知するか、または公告しなければならない。

16. 株式の併合または分割等

(1) 当社は、法令に別段の定めがある場合を除き、第1回社債型種類株式について株式の併合または分割を行わない。

(2) 当社は、第1回社債型種類株主に対し、株式無償割当てまたは新株予約権無償割当てを行わない。

(3) 当社は、第1回社債型種類株主に対し、募集株式の割当てまたは募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

(4) 当社は、株式移転(当社の単独による株式移転に限る。)をするときは、普通株主等には普通株式に代えて株式移転設立完全親会社の発行する当社の普通株式と同種の株式を、第1回社債型種類株主等には第1回社債型種類株式に代えて株式移転設立完全親会社の発行する当社の第1回社債型種類株式と同種の株式(以下「株式移転設立完全親会社第1回社債型種類株式」という。)を、それぞれ同一の持分割合で交付する。ただし、株式移転設立完全親会社第1回社債型種類株式に係る当該株式移転の効力発生日が属する事業年度の末日を基準日とする剰余金の配当については、株式移転設立完全親会社第1回社債型種類株式1株につき、(a)株式移転設立完全親会社第1回社債型種類株式の1株当たりの発行価格相当額に配当年率を乗じて算出した額(ただし、当社が当該株式移転の効力発生日が属する事業年度に属する日を基準日として第1回社債型種類株式優先期中配当金を支払った場合における当該支払合計額の控除その他の必要な調整を行うものとする。)および(b)当該株式移転の効力発生日の前日における第1回社債型種類株式累積未払配当金の額を株式移転設立完全親会社第1回社債型種類株式の1株当たりの発行価格相当額に応じて調整した額の合計額(円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位は切り捨てるものとする。)とする。

17. 自己の第1回社債型種類株式の取得に際しての売主追加請求権の排除

当社が株主総会の決議によって特定の第1回社債型種類株主との合意により当該第1回社債型種類株主の有する第1回社債型種類株式の全部または一部を取得する旨を決定し、会社法第157条第1項各号に掲げる事項を当該第1回社債型種類株主に通知する旨を決定する場合には、同法第160条第2項および第3項の規定を適用しないものとする。

18. 上場

第1回社債型種類株式は、株式会社東京証券取引所プライム市場への上場を予定している。

ご注意：

この文書は第1回社債型種類株式に係る発行決議ならびに資本金および資本準備金の額の減少に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘またはそれに類する行為のために作成されたものではありません。

投資を行う際は、必ず当社が作成する発行登録目論見書、発行登録追補目論見書およびそれらの訂正事項分(作成された場合)をご覧ください。投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

また、この文書は米国における証券の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて証券の登録を行うまたは登録の免除を受ける場合を除き、米国内において証券の募集または販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。当該目論見書は、当該証券の発行会社または売出人より入手することができますが、これには、発行会社およびその経営陣に関する詳細な情報ならびにその財務諸表が記載されます。

なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

19. 社債、株式等の振替に関する法律の適用等
第1回社債型種類株式は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替株式とし、その全部について同法の規定の適用を受ける。また、第1回社債型種類株式の取扱いについては、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従う。
20. 取得格付
第1回社債型種類株式について、以下の信用格付を各信用格付業者から条件決定日付で取得する予定である。
A- (株式会社格付投資情報センター)
A (株式会社日本格付研究所)
21. 前記各項のほか、公募による第1回社債型種類株式発行に関し取締役会の承認を要する事項は、今後取締役会において承認し、その他公募による第1回社債型種類株式発行に必要な一切の事項の決定については、代表取締役またはその選任する代理人に一任する。また、上記第9項第(2)号(i)に記載の仮条件が今後変更される場合は、その変更について代表取締役またはその選任する代理人に一任する。
22. 上記については、金融商品取引法に基づく発行登録追補書類の提出を条件とする。

<ご参考>

1. 今回の公募増資による発行済株式総数の推移

現在の発行済株式総数 (2023年8月31日現在)	普通株式	4,791,962,470株
	第1回社債型種類株式	0株
	合計	4,791,962,470株
公募増資による増加株式数	第1回社債型種類株式	30,000,000株
公募増資後の発行済株式総数	普通株式	4,791,962,470株
	第1回社債型種類株式	30,000,000株
	合計	4,821,962,470株

2. 調達資金の使途

(1) 今回の調達資金の使途

本募集による手取概算額116,400,000,000円については、生成AI(文章、画像、プログラムコードなどの様々なコンテンツを生成することのできる人工知能)を用いたサービスの実現、次世代社会インフラの構築、再生可能エネルギーの開発・調達など中長期的な企業価値の向上に資する成長投資資金または基地局・ネットワーク設備等の設備投資に充当していくことを想定しており、具体的には、AI(人工知能)と共存する未来に必要な計算基盤の構築に関わる設備投資資金として、2023年度中に200億円を、当該設備投資資金以外の上記成長投資資金または基地局・ネットワーク設備等の設備投資資金として、2025年3月末までに残額をそれぞれ充当する予定です。

(2) 前回調達資金の使途の変更

該当事項はありません。

(3) 業績に与える影響

当社の連結業績に与える影響は軽微ですが、前記「本資金調達等の背景と目的」に記載のとおり、今回の資金調達は当社の中長期的な成長と財務基盤の強化に資するものと考えます。

ご注意：

この文書は第1回社債型種類株式に係る発行決議ならびに資本金および資本準備金の額の減少に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘またはそれに類する行為のために作成されたものではありません。

投資を行う際は、必ず当社が作成する発行登録目論見書、発行登録追補目論見書およびそれらの訂正事項分(作成された場合)をご覧くださいの上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いします。

また、この文書は米国における証券の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて証券の登録を行うまたは登録の免除を受ける場合を除き、米国内において証券の募集または販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。当該目論見書は、当該証券の発行会社または売出人より入手することができますが、これには、発行会社およびその経営陣に関する詳細な情報ならびにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

3. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

当社は、中長期的に企業価値を高めるとともに、株主の皆さまに利益を還元していくことを重要な経営課題の一つとして位置付けています。配当については、業績動向、財政状態、キャッシュ・フローの状況などを総合的に勘案して安定性、継続性に配慮しながら実施していく方針です。

当社の剰余金の配当は、中間配当および期末配当の年2回を基本的な方針としています。当社は、中間配当および期末配当のほか、基準日を定めて剰余金の配当を行うことができる旨、および剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により定めることができる旨を定款に定めています。

(2) 配当決定にあたっての考え方

普通株式の配当については、業績動向、財政状態、キャッシュ・フローの状況などを総合的に勘案した上で、1株当たりの配当金を毎年決定していく方針です。2024年3月期においては、1株当たり年間86円(うち中間配当金43円)の配当金を予定しています。

本社債型種類株式の配当については、本社債型種類株式の発行要項に従い、1株当たりの発行価格相当額に、ブックビルディング方式と同様の方式に基づいて条件決定日に決定される配当年率を乗じて算出される額の配当金を支払います。

(3) 内部留保資金の用途

内部留保資金については、今後の企業としての成長と、財務基盤の安定のバランスを鑑みながら、有利子負債の返済、設備投資、M&A等の投資等に充当していきます。企業価値の向上のために、5Gのさらなる高度化のための設備投資を効率的に行うことに加え、新規事業への投資も継続して取り組んでいきます。

(4) 過去3決算期間の配当状況等

	2021年3月期	2022年3月期	2023年3月期
親会社の所有者に帰属する基本的1株当たり純利益 (連結)	103.85円	110.04円	112.53円
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額)	86.00円 (43.00円)	86.00円 (43.00円)	86.00円 (43.00円)
配当性向 (連結)	82.8%	78.2%	76.4%
親会社所有者帰属持分純利益率 (連結)	38.7%	27.3%	25.4%
親会社所有者帰属持分配当率 (連結)	31.9%	21.4%	19.4%

(注) 1. 親会社の所有者に帰属する基本的1株当たり純利益(連結)は、親会社の所有者に帰属する純利益を、その期間の自己株式を調整した発行済普通株式の加重平均株式数で除して算出しています。

ご注意：

この文書は第1回社債型種類株式に係る発行決議ならびに資本金および資本準備金の額の減少に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘またはそれに類する行為のために作成されたものではありません。

投資を行う際は、必ず当社が作成する発行登録目論見書、発行登録追補目論見書およびそれらの訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

また、この文書は米国における証券の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて証券の登録を行うまたは登録の免除を受ける場合を除き、米国内において証券の募集または販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。当該目論見書は、当該証券の発行会社または売出人より入手することができますが、これには、発行会社およびその経営陣に関する詳細な情報ならびにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

2. 親会社所有者帰属持分純利益率(連結)は、親会社の所有者に帰属する純利益(連結)を親会社所有者帰属持分(期首・期末の平均)で除した数値であります。
3. 親会社所有者帰属持分配当率(連結)は、1株当たり配当額を1株当たり親会社所有者帰属持分(期首・期末の平均)で除した数値であります。
4. 1株当たり配当額(1株当たり中間配当額)、配当性向(連結)、親会社所有者帰属持分純利益率(連結)および親会社所有者帰属持分配当率(連結)については、有限責任監査法人トーマツの監査を受けていません。

4. その他

(1) 配分先の指定

該当事項はありません。

(2) 潜在株式による希薄化情報

当社は、ストックオプション制度を採用し、会社法に基づき新株予約権を発行しています。当該新株予約権の内容は以下のとおりであります。なお、2023年8月31日現在の発行済株式総数(4,791,962,470株)に対する以下記載の新株予約権の行使により株式となる数(残数)の比率は3.0%であります。

ストックオプション付与の状況(2023年8月31日現在)

決議日	交付株式 残数	新株予約権の 行使時の払込金額	新株予約権の 行使時の資本組入額	行使期間
2018年3月6日および 2018年3月27日	38,483,800株	623円	312円	2020年4月1日から 2025年3月31日まで
2020年6月24日	61,600株	1円	1円	2022年8月1日から 2027年7月31日まで
2020年12月21日	92,536,200株	1,366円	683円	2023年4月1日から 2028年3月31日まで
2021年6月22日	11,500,000株	1,497円	749円	2023年4月1日から 2028年3月31日まで
2021年6月22日	275,400株	1円	1円	2023年8月1日から 2028年7月31日まで
2022年6月23日	545,400株	1円	1円	2024年8月1日から 2029年7月31日まで
2023年6月20日	492,000株	1円	1円	2025年8月1日から 2030年7月31日まで

(注) 資本組入額は新株予約権の行使により株式を発行する場合、会社法規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げています。

ご注意：

この文書は第1回社債型種類株式に係る発行決議ならびに資本金および資本準備金の額の減少に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘またはそれに類する行為のために作成されたものではありません。

投資を行う際は、必ず当社が作成する発行登録目論見書、発行登録追補目論見書およびそれらの訂正事項分(作成された場合)をご覧くださいの上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

また、この文書は米国における証券の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて証券の登録を行うまたは登録の免除を受ける場合を除き、米国内において証券の募集または販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。当該目論見書は、当該証券の発行会社または売出人より入手することができますが、これには、発行会社およびその経営陣に関する詳細な情報ならびにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

(3) 過去のエクイティ・ファイナンスの状況等

①過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はありません。

②過去3決算期間および直前の株価等の推移

	2021年3月期	2022年3月期	2023年3月期	2024年3月期
始 値	1,370.0円	1,446.5円	1,421.5円	1,530.0円
高 値	1,504.5円	1,620.0円	1,574.5円	1,774.5円
安 値	1,158.0円	1,392.0円	1,418.0円	1,485.0円
終 値	1,438.5円	1,428.0円	1,529.0円	1,753.5円
株価収益率	13.9倍	13.0倍	13.6倍	—

(注) 1. 株価は、東京証券取引所プライム市場におけるものであり、2024年3月期の株価は、2023年9月22日(金)現在で表示しています。

2. 株価収益率は、決算期末の株価(終値)を当該決算期の親会社の所有者に帰属する基本的1株当たり純利益で除した数値であります。

③過去5年間に行われた第三者割当増資等における割当先の保有方針の変更等

該当事項はありません。

II. 資本金および資本準備金の額の減少について

1. 資本金および資本準備金の額の減少の目的

当社は、上記「I. 公募による第1回社債型種類株式の発行について」に記載のとおり、本募集を本日付で決議していますが、これを踏まえ、今後の機動的かつ柔軟な資本政策を可能とするため、本募集による第1回社債型種類株式の発行に係る払込みが行われることを条件として、当該発行に係る払込期日と同日付にて、当該発行により増加する資本金および資本準備金の額と同額の資本金および資本準備金の額の減少を行い、それぞれの全額を「その他資本剰余金」に振り替えること(以下「本資本金等の額の減少」)を決議しました。

2. 資本金および資本準備金の額の減少の要領

(1) 減少すべき資本金の額

600億円

なお、本募集により、資本金の額が600億円増加しますので、効力発生日後の資本金の額は当該効力発生日前の資本金の額を下回ることはありません。

(2) 減少すべき資本準備金の額

600億円

なお、本募集により、資本準備金の額が600億円増加しますので、効力発生日後の資本準備金の額は当該効力発生日前の資本準備金の額を下回ることはありません。

(3) 資本金および資本準備金の額の減少の方法

ご注意：

この文書は第1回社債型種類株式に係る発行決議ならびに資本金および資本準備金の額の減少に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘またはそれに類する行為のために作成されたものではありません。

投資を行う際は、必ず当社が作成する発行登録目論見書、発行登録追補目論見書およびそれらの訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

また、この文書は米国における証券の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて証券の登録を行うまたは登録の免除を受ける場合を除き、米国内において証券の募集または販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。当該目論見書は、当該証券の発行会社または売出人より入手することができますが、これには、発行会社およびその経営陣に関する詳細な情報ならびにその財務諸表が記載されます。

なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

会社法第447条第1項および第3項ならびに会社法第448条第1項および第3項の規定に基づき資本金および資本準備金の額の減少を上記のとおり行った上で、それぞれの全額を「その他資本剰余金」に振り替えます。

3. 資本金および資本準備金の額の減少の日程

2023年9月25日(月)	取締役会決議
2023年9月26日(火)	資本金および資本準備金の額の減少に係る債権者異議申述公告
2023年10月26日(木)	資本金および資本準備金の額の減少に係る債権者異議申述最終期日
2023年11月1日(水)	資本金および資本準備金の額の減少の効力発生日

4. 今後の見通し

本資本金等の額の減少は、純資産の部における資本金および資本準備金を「その他資本剰余金」の勘定とする振替処理であり、当社の純資産額に変動はありません。

ご注意：

この文書は第1回社債型種類株式に係る発行決議ならびに資本金および資本準備金の額の減少に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘またはそれに類する行為のために作成されたものではありません。

投資を行う際は、必ず当社が作成する発行登録目論見書、発行登録追補目論見書およびそれらの訂正事項分(作成された場合)をご覧ください。投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

また、この文書は米国における証券の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて証券の登録を行うまたは登録の免除を受ける場合を除き、米国内において証券の募集または販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。当該目論見書は、当該証券の発行会社または売出人より入手することができますが、これには、発行会社およびその経営陣に関する詳細な情報ならびにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。